

介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領） 正誤表

（下線の部分は修正部分）

修正前	修正後
第1 支給決定等の実施主体 Ⅱ 居住地特例 2 居住地特例の対象となる施設等の範囲 （1）法律上の取扱い（法第19条第3項・第4項、第51条の5第2項、附則第18条第1項・第2項）【 P 4】 ①～④ （略） ⑤ <u>精神科病院（法第5条第19項に規定する精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）をいう。以下同じ。）</u> <u>※ 精神科病院には、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（以下、「医療観察法」という。）第2条第4項の指定医療機関を含む。以下同じ。）</u> ⑥ ⑦ なお、平成24年4月1日時点において、障害者となる以前（18歳になる以前）から、措置又は契約により、児童福祉施設に入所しており、引き続き特定施設（①から⑥までの施設）に入所する者の実施主体は、当該者が18歳になる前日（障害児であったとき）に当該障害児の保護者が居住地を有した市町村とする（障害者として児童福祉施設に入所し、引き続き特定施設に入所する者の実施主体は、施設に入所する前日に、当該障害者が居住地を有した市町村とする。）。	第1 支給決定等の実施主体 Ⅱ 居住地特例 2 居住地特例の対象となる施設等の範囲 （1）法律上の取扱い（法第19条第3項・第4項、第51条の5第2項、附則第18条第1項・第2項） ①～④ （略） ⑤ ⑥ <u>地域相談支援給付決定については、居住地特例の取扱いが準用されることに留意すること。</u> なお、平成24年4月1日時点において、障害者となる以前（18歳になる以前）から、措置又は契約により、児童福祉施設に入所しており、引き続き特定施設（①から⑤までの施設）に入所する者の実施主体は、当該者が18歳になる前日（障害児であったとき）に当該障害児の保護者が居住地を有した市町村とする（障害者として児童福祉施設に入所し、引き続き特定施設に入所する者の実施主体は、施設に入所する前日に、当該障害者が居住地を有した市町村とする。）。

(2) 運用上の取扱い ①～③ (略) 第2 支給決定及び地域相談支援給付決定事務 VII 支給決定及び地域相談支援給付決定 10 支給決定の変更【 P82】 支給決定障害者等は、現に受けている支給決定に係る障害福祉サービスの種類、支給量その他の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該支給決定の変更の申請をすることができる（法第24条第1項）。 また、市町村は、変更の申請又は職権により、法第22条第1項の厚生労働省令で定める事項（いわゆる「勘案事項」）を勘案し、支給決定障害者等につき、必要があると認めるときは、支給決定の変更を行うことができる（法第24条第2項）。 なお、運用上、地域相談支援給付決定の変更は想定されないことに留意。 IX 受給者証の交付 4 障害福祉サービス受給者証の記載方法 (6) 利用者負担に関する事項（六面） ア 負担上限月額欄	(2) 運用上の取扱い ①～③ (略) <u>精神科病院、精神障害者社会復帰施設を退院、退所して居住地特例対象施設に入所又は入居する者については、従前の運用も踏まえ、精神科病院等の入院・入所前に居住地を有した市町村を実施主体（介護給付費等、自立支援医療（旧更生医療）、補装具）とする。</u> 第2 支給決定及び地域相談支援給付決定事務 VII 支給決定及び地域相談支援給付決定 10 <u>支給決定又は地域相談支援給付決定の変更</u> 支給決定障害者等は、現に受けている支給決定に係る障害福祉サービスの種類、支給量その他の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該支給決定の変更の申請をすることができる（法第24条第1項）。 また、市町村は、変更の申請又は職権により、<u>法第22条第1項又は法第51条の7第1項</u>の厚生労働省令で定める事項（いわゆる「勘案事項」）を勘案し、支給決定障害者等<u>又は地域相談支援給付決定障害者</u>につき、必要があると認めるときは、支給決定又は地域相談支援給付決定の変更を行うことができる（<u>法第24条第2項又は法第51条の9第2項</u>）。 なお、運用上、<u>申請による</u>地域相談支援給付決定の変更は想定されないことに留意。 IX 受給者証の交付 4 障害福祉サービス受給者証の記載方法 (6) 利用者負担に関する事項（六面） ア 負担上限月額欄
--	---

(7) 負担上限月額 ※ 個別減免や生活保護への移行防止措置（境界層措置）の適用がある場合は、その適用後の額を記載する。 イ 食事提供体制加算適用欄 (i) 適用期間 ※ <u>平成19年4月以降も当面の間、従前様式を使用しても差し支えないものとする。ただし、その場合は、関係事業者に当該市町村の取扱いを周知すること。（できるだけ広域的な対応が望ましい。）</u> <u>なお、現行様式を使用する場合の記載方法は、下記のような例が考えられる。</u> <u>（例1）「社会福祉法人等による軽減措置」及び「軽減適用期間」欄は、空欄とするか二重線等で抹消し、食事提供体制加算対象者（低所得1・低所得2の世帯に属する者を含む。）である場合は、特記事項欄に「食事提供体制加算対象者」と記載する。</u> ※ <u>変更後の欄には低所得1・低所得2の世帯に属する者も該当者として記載することを踏まえ、事業者が混乱しないよう、特記事項欄にも低所得1・低所得2の世帯に属する者も含めて入念的に記載する。</u> <u>（例2）「社会福祉法人等による軽減措置」、「軽減適用期間」欄の名称を、それぞれ「食事提供体制加算対象者」、「適用期間」に訂正し、イの記載例のとおり記載する。</u> 第4 特例介護給付費・特例訓練等給付費、特例地域相談支援給付費その他の給付 Ⅲ 高額障害福祉サービス等給付費（法第76条の2）	(7) 負担上限月額 ※ <u>医療型</u>個別減免や生活保護への移行防止措置（境界層措置）の適用がある場合は、その適用後の額を記載する。 イ 食事提供体制加算適用欄 (i) 適用期間 (削除) 第4 特例介護給付費・特例訓練等給付費、特例地域相談支援給付費その他の給付 Ⅲ 高額障害福祉サービス等給付費（法第76条の2）
---	---

1 支給の基準 (3) 高額障害福祉サービス等給付費算定基準額 【 P130】 ※ <u>個別減免の適用を受けている者については、個別減免を受けた額を高額障害福祉サービス等給付費算定基準額とする。</u> (4) 児童福祉法との切り分け 【 P131】 ※ 特例措置を含む詳細は「利用者負担<u>マニュアル</u>」を参照。 2 支給手続 (1) 支給申請 【 P131】 ア 申請書（様式例は別添（様式第22号）のとおり） 高額障害福祉サービス等給付費の支給を受けようとする支給決定障害者等は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない（則第65条の9の2第1項）。 ①～③ （略） ④ 当該申請を行う支給決定障害者等と同一の世帯に属する当該支給決定障害者等以外の支給決定障害者等又は<u>通所給付決定保護者若しくは入所施設給付決定保護者であって、同一の月に障害福祉サービス又は指定施設支援（同項に規定する指定施設支援をいう。）を受けたものの氏名、生年月日及び受給者証番号、障害児通所給付費又は障害児入所給付費に係る施設受給者証番号、介護保険法による被保険者証の番号</u> IV 特定障害者特別給付費（補足給付） 2 支給の基準 【 P134】 （「利用者負担<u>マニュアル</u>」を参照。）	1 支給の基準 (3) 高額障害福祉サービス等給付費算定基準額（削除） (4) 児童福祉法との切り分け ※ 特例措置を含む詳細は「利用者負担<u>認定の手引き</u>」を参照。 2 支給手続 (1) 支給申請 ア 申請書（様式例は別添（様式第22号）のとおり） 高額障害福祉サービス等給付費の支給を受けようとする支給決定障害者等は、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出しなければならない（則第65条の9の2第1項）。 ①～③ （略） ④ 当該申請を行う支給決定障害者等と同一の世帯に属する当該支給決定障害者等以外の支給決定障害者等、<u>補装具費支給対象障害者等、通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者であって、同一の月に障害福祉サービス若しくは障害児通所支援若しくは指定入所支援を受けた又は補装具を購入若しくは修理をしたものの氏名、生年月日及び受給者証番号、通所受給者証番号、入所受給者証番号又は介護保険法による被保険者証の番号</u> <u>なお、補装具費支給対象障害者等の確認は、身体障害者手帳補装具の欄の確認などにより行うこと。</u> IV 特定障害者特別給付費（補足給付） 2 支給の基準 （「利用者負担<u>認定の手引き</u>」を参照。）
--	--

3 支給手続

(1) 支給額の決定【 P134】

ア 申請書

①・② (略)

③ 令第17条第2号から第4号まで(低所得1、低所得2、生活保護(それぞれ生活保護境界層措置によるものを含む。))のいずれかに該当する旨

イ 添付書類

① 令第17条第2号から第4号までに該当する者(低所得1、低所得2、生活保護(それぞれ生活保護境界層措置によるものを含む。))であることを証する書類

②・③ (略)

第7 介護給付費・訓練等給付費等の請求及び支払

Ⅲ 介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第二)

2 記載方法

(7) 給付費明細欄【 P172】

①・② (略)

③ 総費用額(100/100)の算出(端数処理:小数点以下切り捨て)
サービス種別ごとに一月分のサービス単位数を合算し、一月分の給付単位数を求める。

当該給付単位数に単位数単価を乗じて算出する。

総費用額 = 給付単位数 × 単位数単価

④ 介護給付費の算出(端数処理:小数点以下切り捨て)
総費用額から利用者負担額を控除して介護給付費を算出する。

3 支給手続

(1) 支給額の決定

ア 申請書

①・② (略)

③ 令第17条第4号(低所得、生活保護(生活保護境界層措置によるものを含む。))に該当する旨

イ 添付書類

① 令第17条第4号に該当する者(低所得、生活保護(生活保護境界層措置によるものを含む。))であることを証する書類

②・③ (略)

第7 介護給付費・訓練等給付費等の請求及び支払

Ⅲ 介護給付費・訓練等給付費等明細書(様式第二)

2 記載方法

(7) 給付費明細欄

①・② (略)

③ 総費用額(100/100)の算出(端数処理:小数点以下切り捨て)
サービス種別ごとに一月分のサービス単位数を合算し、一月分の給付単位数を求める。

当該給付単位数に単位数単価を乗じて算出する。

総費用額 = 給付単位数 × 単位数単価

④ 利用者負担額の算出
原則、負担上限月額(政令で定める額)とする。ただし、負担上限月額

介護給付費 = 総費用額 - 利用者負担額

⑤ 利用者負担額の算出

総費用額に10／100を乗じて利用者負担額を算出する。

利用者負担額 = 総費用額 × 10／100

※ 法第31条の規定に基づき、市町村が災害等による特例給付額を設定し、受給者証の特記事項欄に市町村が定める額を記載している場合は、当該額もしくは⑤で算出した利用者負担額のうち小さい額を利用者負担額とする。

第10 審査請求

I 支給決定等に対する審査請求

4 審査請求の対象となる処分

(3) 利用者負担に係る処分【P215】

※ 社会福祉法人減免は、障害者自立支援法に基づく処分ではないため、その対象者の認定は審査請求の対象とはならない。

よりも総費用額に10／100を乗じて得た額（1割負担額）の方が低い場合は、1割負担額（端数処理：小数点以下切り捨て）とする。

※ 法第31条の規定に基づき、市町村が災害等による特例給付額を設定し、受給者証の特記事項欄に市町村が定める額を記載している場合は、当該額又は④で算出した利用者負担額のうち小さい額を利用者負担額とする。

⑤ 介護給付費の算出

総費用額から利用者負担額を控除して介護給付費を算出する。

介護給付費 = 総費用額 - 利用者負担額

第10 審査請求

I 支給決定等に対する審査請求

4 審査請求の対象となる処分

(3) 利用者負担に係る処分

(削除)